

法テラス二本松だより vol.3



「法で社会を明るく 照らし 守りたい」



あなたのお悩みご相談ください

私たちは日常生活の中で、いつ、どのようなトラブルに巻き込まれるかわかりません。そうなった時に大切なこと、心がけていただきたいことは、深刻化する前に専門家の適時、適切な指導、助言を受けていただくことです。問題が大きくなり深刻化しますと、解決にも時間がかかりますので、お早目に法テラス二本松へご相談ください。また誰に相談すればいいのかわからない方も、お気軽に電話ください。

どういう内容の相談がありますか？

相談内容としては、次のような例があります。

- 1) 借金は、何年で時効によって消滅しますか。
 - 2) お金を貸した相手が行方不明。回収できるか。
 - 3) 離婚した配偶者や子供にも、相続権はあるか。
 - 4) 夫が亡くなつたが、相続の方法がわからない。
 - 5) 離婚の話し合いがまとまりません。
 - 6) 収入が減り、子どもの養育費の支払いがきつい。
 - 7) 職場でいじめ・嫌がらせを受けている。
 - 8) 交通事故の加害者へ慰謝料・損害賠償請求したい。
- 上記の内容はほんの一例です。ささいなことでも、遠慮せずに先ずはお電話を。

開所して2年、相談件数は3,000件超

法テラス二本松は、平成24年9月30日の開所以来2年間で、法律相談とよろず相談を合わせて、相談件数は3,000件を超えるました。内訳は現在、安達地方にお住まいの方が約60%、福島・郡山両市にお住まいの方は、合わせて約25%となっています。一方、避難されている双葉郡出身の皆さんの相談件数に占める割合は約10%です。大震災、原発

事故などの影響を一番受けている方が、お気軽にご相談においていただけるような体制づくりが、今後の大きな課題の一つと考えています。

出張相談をご利用ください

ご高齢の方やお体の不自由な方のうち、法テラス二本松までお越しになるのが難しいと判断した場合には、法テラス二本松から専門家が、法テラス号という相談車両に乗って、お宅または指定の場所までお伺いをして、相談車両の中で相談ができます。ぜひ、お問い合わせください。

リレーセミナーを開催

より身近な相談所にしたいという強い思いから、平成25年度に引き続き、本年度も3回、専門家によるリレーセミナーを開催しました。9月16日に行政書士、10月16日に建築士、11月20日には土地家屋調査士が講師となり、それぞれのテーマについてわかりやすく説明がありました。メモを取りながら熱心に学習していた受講者の皆さんから、役に立ったとの声が寄せられています。



行政書士によるセミナーの模様

法テラスは国が設立した公的な法人です

弁護士・司法書士による無料法律相談

弁護士・司法書士が、様々なトラブルの解決方法についてアドバイスします。弁護士は、平日毎日相談できます。司法書士の相談日は、毎週水曜日です。法律相談は、原則として1案件あたり3回まで無料で相談が受けられます。(法人は対象になりません)
※司法書士に対する法律相談については、簡易裁判所の管轄の範囲内の相談となります。

弁護士・司法書士の費用立替え

要件を満たした場合、代理人費用の立替え制度をご利用できます(震災法律援助、民事法律扶助)。



法テラス二本松だよりの配布について

法テラス二本松だよりは、二本松市、本宮市、大玉村、浪江町の各市町村役場及び富岡町役場大玉出張所や町内会・行政区などの皆さまのご協力を得て、安達地方にお住いの全世帯(約34,000世帯)に配布しています。関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

業務概要を説明いたします

今まで、各部の民生・児童委員協議会や老人クラブ連合会などの会議において、法テラス二本松の業務概要を15分程度説明させていただきました。法テラス二本松の業務概要について関心のある機関・団体等がありましたら、お申し出ください。ご説明伺います。

相談を受ける専門家及び法テラス
職員には守秘義務がありますので
安心してご相談ください。



専門家による無料相談

以下の専門家に対する相談内容については、誰でも(法人含む)何回でも、無料で相談が受けられます。

行政書士: 遺産分割協議書、各種契約書、示談書、内容証明、行政機関に提出する書類の作成指導。

社会福祉士: 高齢者や障害者の福祉や生活、介護等に関する相談、助言、支援。生活保護のアドバイス。

社会保険労務士: 雇用・労働条件、労使関係、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険。

司法書士: 土地や家の権利関係に関する登記。債権・動産譲渡登記。商業・法人登記、成年後見登記。

税理士: 相続・贈与税等相談、会計指導、経営支援。

建築士: 建築物デザイン、設計やリフォーム、維持管理。地震や自然災害による改修修繕のアドバイス。

土地家屋調査士: 土地の境界や分筆、地目の変更、建物の表示、滅失。

《各専門家の相談曜日・時間》

月～金	火曜日	水曜日	木曜日
弁護士 (常駐)	行政書士 社会福祉士 社会保険労務士	司法書士	税理士 建築士 土地家屋調査士

平日:午前10時～午後4時(面談相談1回30分)

*12月～3月まで午前10時30分～午後3時30分

《相談申込み方法》

相談は予約優先となります。

予約受付時間 平日:午前9時～午後5時

法テラス二本松
 0503381-3803

二本松市本町 1-60-2

JR二本松駅から徒歩5分・二本松図書館向

【被災者専用フリーダイヤルのご利用を】

専用オペレーターが、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口をご紹介します。

TEL: 0120-078309

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

震災被災者であればどなたでもご利用いただけます

専門家による電話相談はできません